

## 群馬県非認知教育専門家委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県非認知教育専門家委員会の設置について必要な事項を定める。

(設置目的)

第2条 群馬県における非認知能力の評価、育成手法の研究を行うため、群馬県非認知教育専門家委員会（以下「専門家委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 専門家委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 非認知教育実践事例に関する事項
- (2) 非認知能力の評価手法に関する事項
- (3) 海外研究機関との連携に関する事項
- (4) その他、非認知教育全般に関する事項

(組織)

第4条 専門家委員会は、教育に関する学識を有する者等のうちから、群馬県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が就任を依頼する委員によって構成する。

(座長)

第5条 専門家委員会に座長を置く。

- 2 座長は、教育長が指名し、委員会において決定する。
- 3 座長は、委員会を代表し、会務を総括する。

(会議)

第6条 専門家委員会の会議は、教育長が座長と協議の上招集する。

- 2 委員会の議長は座長が務める。
- 3 座長は、必要があると認めたときは、専門家委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 専門家委員会の庶務は、群馬県教育委員会事務局総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門家委員会運営に関し必要な事項は、その都度座長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。